

## 船舶事故調査報告書

平成24年8月23日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成23年8月7日（日） 15時00分ごろ
発生場所	福井県小浜市和田港内の岡津海岸 <small>おこつ</small> 福井県おおい町所在の赤礁埼灯台から真方位196°4,650m付近 <small>あかぐり</small> （概位 北緯35°29.1′ 東経135°39.4′）
事故調査の経過	平成23年10月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	水上オートバイ ヴィーナス ライフ、5トン未満 250-43829福井、個人所有 2.70m (Lr) × 1.08m × 0.49m、FRP ガソリン機関、106.60kW、平成11年7月 最大搭載人員 旅客2人、船員1人計3人
乗組員等に関する情報	操縦者A 男性 33歳 特殊小型船舶操縦士の免許なし 操縦者B 女性 27歳 特殊小型船舶操縦士の免許なし
死傷者等	重傷 2人（操縦者A及び操縦者B）
損傷	船底部が破損
事故の経過	<p>本船は、特殊小型船舶操縦士の免許を受有していない操縦者A及び操縦者Bが乗船し、操縦者Aが操縦して操縦者Bを後部座席に座らせ、平成23年8月7日14時55分ごろ和田港内の岡津海岸から発進し、同海岸沖で遊走した。</p> <p>操縦者Aは、約2～3分遊走したのち、操縦者Bにも操縦をさせようと思ひ、操縦方法を伝えずに操縦者Bと操縦を交替し、後部座席に座った。</p> <p>操縦者Bは、操縦席に着いて本船の操縦を行い、約30km/hの速力で左旋回して岡津海岸の岩場に接近したとき、操縦者Aから岩場に接近しない方がよい旨の注意を受け、承知している旨の返答をしたものの、その後も針路を変えずに岩場に向けて航行し、15時00分ごろ岡津海岸付近の岩場に乗り揚げた。</p> <p>操縦者A及び操縦者Bは、乗揚の衝撃により岩場へ投げ出された。</p> <p>操縦者Aは、海岸にいた水上オートバイ仲間に救急車の手配を依頼した。</p> <p>操縦者A及び操縦者Bは、本事故発生場所に来援した仲間の水上オートバイで付近のマリーナに搬送され、救急車で病院に行き、操縦者Aは腰椎横突起骨折と、操縦者Bは第5、7頸椎骨折等とそれぞれ診断された。</p>

<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好  海象：海上 平穏、潮汐 低潮時、潮高 約21cm（敦賀）</p>	
<p>その他の事項</p>	<p>本船の船舶所有者（以下「本船所有者」という。）、操縦者A及び操縦者Bは、毎年8月の第1又は第2日曜日に行われる仲間の集まりに参加したものであり、本事故当日は、08時ごろまでに約30人の仲間が集まり、水上オートバイ6台に交互に乗船して遊走し、昼食時にはバーベキューを行ったが、アルコールは出されておらず、操縦者A及び操縦者Bとも飲酒はしていなかった。</p> <p>本船所有者は、本事故当日、仲間が集まったところで、各水上オートバイの所有者を紹介したのち、特殊小型船舶操縦士免許の受有者（以下「有資格者」という。）に拳手をさせ、操縦免許証を携帯していることを確認し、全員に対し、有資格者が操縦する水上オートバイに乗船すること、乗船時には必ず救命胴衣を着用すること、有資格者が乗船している場合でも特殊小型船舶操縦士免許の不受有者（以下「無資格者」という。）が操縦することは禁止されていることなどの注意事項を周知した。</p> <p>本船所有者と操縦者Aは、友人であり、また、操縦者Aは、仲間の集まりに参加したのが今回で約2～3回目であった。</p> <p>本船所有者は、15時00分ごろ解散する予定で他の仲間と共に後片付けに取り掛かっていたので、水上オートバイを操縦する者はいないと思い、本船のキーを外してハンドルに掛けていた。</p> <p>操縦者Aは、無資格者が操縦してはいけないと注意を受けていたので、有資格者が操縦する水上オートバイの後部座席に座って遊走していたが、一緒に参加した操縦者Bと2人で遊走したいと思い、仲間が後片付けを始めて人目がなくなった頃、操縦者Bを本船に乗せて発進した。</p> <p>操縦者Aは、無資格者であるが、過去に水上オートバイを約10回操縦（1回につき5分未満）したことがあった。</p> <p>操縦者Bの操縦経験の有無については、情報が得られなかった。</p> <p>操縦者A及び操縦者Bは、救命胴衣を着用していた。</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与  船体・機関等の関与  気象・海象の関与  判明した事項の解析</p>	<p>あり  なし  なし</p> <p>本船は、和田港内の岡津海岸沖において遊走中、無資格者の操縦者Bが、操縦して同海岸沖から左に旋回したのち、同海岸の岩場に向けて航行したことから、同岩場に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>操縦者Bは、岡津海岸の岩場に接近していることを知っていたものと考えられるが、岩場に向かって航行した理由については、操縦者Bから情報を得ることができなかつたため、明らかにすることはできなかつた。</p> <p>操縦者Aは、無資格者が本船を操縦してはならないことを承知していたが、一緒に参加した操縦者Bと2人で遊走したいと思い、本船に操縦者Bを乗せて発進し、遊走の途中で操縦者Bと操縦を</p>

	<p>交代したものと考えられる。</p> <p>操縦者 A 及び操縦者 B は、特殊小型船舶操縦士免許を受有しておらず、本船を操縦してはならなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、和田港内の岡津海岸沖において遊走中、無資格者の操縦者 B が、同海岸沖から左に旋回したのち、同海岸の岩場に向けて航行したため、同岩場に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特殊小型船舶操縦士免許を受有していない者は、水上オートバイを操縦しないこと。</li> </ul>